

第 29 号 議 案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(市町村が処理する事務の範囲等)			(市町村が処理する事務の範囲等)		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		
部局	事務	市町村	部局	事務	市町村
略			略		
農 林 部 関 係	1～7 略		1～7 略		
	8 農地法（以下この項において「法」という。） に基づく事務のうち次に掲げるもの	略	8 農地法（以下この項において「法」という。） に基づく事務のうち次に掲げるもの		略
	ア～キ 略		ア～キ 略		
	ク 法第49条第1項の規定による立入調査に 関すること（アからカまで及びシからソまでの 事務に係るものに限る。）。		ク 法第49条第1項の規定による立入調査に 関すること（アからカまで及びシからセまでの 事務に係るものに限る。）。		
	ケ及びコ 略		ケ及びコ 略		

	<p>サ 法第50条の規定による報告の徴取に関する こと（アからコまで及びシからソまでの事務 に係るものに限る。）。</p> <p>シ 略</p> <p>ス 法第51条第3項の規定による違反転用事案 の公表に関すること（ア及びエの事務に係る ものに限る。）。</p> <p>セ 法第51条第4項の規定による原状回復等の 措置の実施及び公告に関すること（ア及びエ の事務に係るものに限る。）。</p> <p>ソ 法第51条第5項及び第6項の規定による原 状回復等の措置に要した費用の徴収に関する こと（セの事務に係るものに限る。）。</p>	
	9～12 略	
土木部 関係	1 略	
	2 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下こ の項において「法」という。）及び長崎県屋外広 告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下こ の項において「条例」という。）に基づく事務の うち次に掲げるもの ア～ハ 略	(1) アからウま で及びカから ノまでに掲げ る事務 島原 市、諫早市、 平戸市、対馬 市、壱岐市、 雲仙市、南島 原市及び新上 五島町

	<p>サ 法第50条の規定による報告の徴取に関する こと（アからコまで及びシからセまでの事務 に係るものに限る。）。</p> <p>シ 略</p> <p>ス 法第51条第3項の規定による原状回復等の 措置の実施及び公告に関すること（ア及びエ の事務に係るものに限る。）。</p> <p>セ 法第51条第4項及び第5項の規定による原 状回復等の措置に要した費用の徴収に関する こと（スの事務に係るものに限る。）。</p>	
	9～12 略	
土木部 関係	1 略	
	2 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下こ の項において「法」という。）及び長崎県屋外広 告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下こ の項において「条例」という。）に基づく事務の うち次に掲げるもの ア～ハ 略	(1) アからウま で及びカから ノまでに掲げ る事務 島原 市、諫早市、 平戸市、対馬 市、壱岐市、 五島市、雲仙 市、南島原市 及び新上五島 町

	(2) イからカまでに掲げる事務 大村市、 <u>松浦市、五島市</u> 及び小値賀町		(2) イからカまでに掲げる事務 大村市、松浦市及び小値賀町
	(3) 略		(3) 略
2の2～4	略	2の2～4	略
5 長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの	略	5 長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの	略
ア 略		ア 略	
イ～シ 略		<u>イ 条例第7条第2項の規定による港湾施設の使用期間の延長の許可に関すること。</u>	
6～20	略	ウ～ス 略	
		6～20	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表土木部関係の部2の項の改正部分は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）による農地法改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。